

新潟市亀田地区公民館使用料等の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市亀田地区公民館使用料等の徴収を平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 9 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

徴 収 事 務 を 行 う 場 所	徴 収 事 務 受 託 者
新潟市江南区茅野山 3 丁目 1 番 14 号 新 潟 市 亀 田 地 区 公 民 館	株式会社新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介